

氏名	鈴木 実
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 乙 第 2905 号
学位授与年月日	平成 31年 3月 25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	日本古代における神仏交渉の研究

主査	筑波大学 教授	文学博士	山中 弘
副査	筑波大学 教授	Dr.Phil.	小野 基
副査	筑波大学 准教授	博士（文学）	山澤 学

#### 論文の要旨

本研究は、神仏習合を構成する、僧侶・国家・在地豪族の三者が主体として織りなす、negotiation(駆け引き・折衝)としての“交渉の場”という切り口で、奈良・平安初期にかけての神仏習合現象の契機と、習合思想の選択・受容の社会的意義を究明することを目指している。とくに、在地布教を進める僧侶の視点から、国家や在地豪族という世俗権力との関係の中で、神宮寺という“場”、および護法善神・神身離脱の思想・言説の活用が果たした社会的役割を明らかにすることを目的としたものである。

序章では、神仏習合論理の受容・推進の主体相互の、緊張・戦略・妥協も含んだ聖俗間交渉の構造解明のために、(1)奈良・平安初期という時代的特質の解明、(2)神宮寺が成立・存立した場所の地域的特質の解明、(3)習合論理を活用する主体者の立場による相違の解明という、三つの観点の課題が設定され、これをふまえたうえで、神宮寺成立の背景（第1章）、全体像（第2章）、具体的事例（第3章）、思想的展開（第4章）、という4点を論じている。

第1章「奈良・平安初期における戒行奨励政策」では、国家による対仏教政策、特に護国につながる僧侶の清浄性を保つ手段として行なわれた持戒や山林修行を柱とする仏教政策が、鑑真教団の来朝・顕彰とも結びつきながら僧侶の課題意識を規定し、習合言説が持戒と山林修行に関わる形で受容されることとなったことを指摘している。第2章「神宮寺の建立と在地における宗教政策」では、神宮寺の成立について、飛鳥白鳳期～平安前期の在地豪族層の動向や、習合言説・護国思想の受容の経緯・特徴について検討し、在地豪族層の中央への志向性を背景に、神身離脱・護法善神思想を取り込んで理論化した氏寺として神宮寺が建立・経営され、奈良末～平安初期に定額寺となったと位置付けている。

第3章「伊勢国多度神宮寺の位相」では、神宮寺の具体的事例として『神宮寺縁起資財帳』を検討し、多度神宮寺が国家の資財帳制度、定額寺制度に則って運営されていたこと、また同資財帳願文が、国分寺建立・大仏造立の詔勅や『金光明最勝王経』を典拠として作文されていたことを指摘した上で、多度神宮寺の資財帳上申が、伊勢・美濃の在地豪族層がもつ、美泉の水を献上する氏族としての在り方や、多度神の護法善神化と連

動した、国家が進める護国思想普及への応答であり、在地豪族層の中央志向性を背景に、在地豪族層の希求を中央へ代弁する社会的機能をもっていたことを指摘している。第4章「土地神を護法善神化する回路」では、神仏習合論理のうち護法善神思想について、日本在来の神々を護法善神とみなす考え方の選択・受容の具体像について検討し、対峙する必要に迫られなかった『日本靈異記』編者の景戒は、天神地祇を護法善神とみなさなかった一方、対峙の必要に迫られた在地の布教者は、護国經典だけでなく、戒律重視の風潮の中で注目された布薩儀礼の儀軌書でもある『四分律刪繁補闕行事鈔』、所謂「六卷抄」を根拠にして、中国・天竺の例にならって土地神を寺院に祀るようになったことが指摘されている。

最後に、終章では各章の考察から、序章で提示した3つの観点の課題に即し本研究の成果を以下のように総括している。第1に、時代性の観点から、神仏習合現象、とりわけ護法善神・神身離脱思想による理論化を伴う寺院（狭義の神宮寺）の創建は、国分寺制度や鑑真来朝という中央の動向と連動した、奈良時代後期（天平勝宝年間以降）であること、そして、布薩儀礼とその儀軌としての「六卷抄」が普及することで、奈良末から平安初期にかけて、「神」の名を冠しない寺院にも、伽藍神として、在地の神が護法善神化されることで、神宮寺の機能が継承されていったとしている。第2に、先行研究で「地方」と「中央」とで区分されていた地域性の観点においては、平安初期頃までに成立した神宮寺が、「地方」とは言っても、中央とのつながりが深い、都を取り巻く周辺地域に立地するという特質をもっていたこと、そして、在地豪族層の中央（国家）に対する求心性・志向性の高さを背景に、在地に立脚する神宮寺の社会的機能として、その基盤たる在地豪族層の希求を中央へ届け代弁する役割があったということを明らかにしている。第3に、立場性の観点から、「中央」の中でも、日本在来の神々を護法善神と位置付ける回路には、眼前の神祇信仰と対峙する必要に迫られたか否かに応じて温度差があったことから、神仏習合の各言説による理論化の度合いは、「地方」と「中央」という分類よりもむしろ、神仏関係を語る仏教側（僧侶や国家）の必要性に規定されるものであったこと、そのため、一方的に仏教優位の論理のみを説くことの困難さから、布教活動に身を置く僧侶が神仏間の緊張・摩擦を和らげる一つの方策としてとったのが、中央への代弁であり、神宮寺における土地神の護法善神化・伽藍神化であったことを指摘している。

以上から、著者は、奈良・平安初期における神仏習合現象が、戒律・山林修行重視の時代において、在地布教を志す僧侶と、呪術的靈驗や政治的利益を期待する世俗権力との交渉過程で選択されたものと結論付けている。

## 審査の要旨

### 1 批評

本論文は、日本の神仏習合現象を論ずる上で欠かせない「神身離脱」及び「護法善神」言説の受容を、奈良・平安初期の時代における国家、在地豪族、僧侶という三つの主体の「交渉」の中で捉えることで、神仏習合現象の理解に新たな光をあてようとしたものである。著者は、先行研究の整理において1990年代の「神身離脱」言説の中国由来を論証し地方豪族層の仏教の積極的受容を説いた吉田一彦説以降、神仏習合における「主体」をめぐる議論の停滞を指摘した上で、神宮寺縁起の中に大陸由来の言説が取り込まれた内的要因を、(1)当時の時代的特質、(2)神宮寺の立地上の地域的特質、さらに(3)習合言説を活用する主体の立場的相違という三つの論点から論じている。なかでも、第3章、第4章では平安初期延暦年間に成立が確実な伊勢国多度『神宮寺縁起資材帳』を改めて翻刻し、その内容の丹念な検討を行っている。3部構成になっている資材帳は他の資材帳に見られない願文があり、著者によれば、それは国分寺建立、大仏造立の詔を参照して中央の官僧を読者に想定して書かれていることが推測できるという。さらに、願文中の「乾坤」という言葉や大仏造立の詔は君臣の秩序の維持を意味しており、資材帳の縁起部分では地方豪族の水取氏、県主氏の寄進が記されているなどを考慮すると、『神宮寺資材帳』からは地方豪族層の中央（国家）への服属と希求

が読み取れるとしている。また、隣接地域の僧侶によって書かれたと思われる「道行知識教」には資材帳と類似した願文があり、そこにも在地の神々を護法善神化する考え方が認められるとしている。このように、著者は多度神宮寺資材帳願文及び「道行知識教」願文を丹念に検討することで、国家、地域の豪族、在地布教を試みる僧侶など神宮寺を取り巻く主体の複雑な関係性とそれらの相互交渉という独自の視点から神仏習合論の新たな展開をはかっており、この点が本論文の最も優れた学問的貢献として高く評価できると思われる。また、著者は、道鏡失脚後の弘仁・桓武朝における戒律、山林修行の重視という国家による仏教統制の強化の結果として、地方において布薩儀礼とその儀軌としての「六卷抄」が普及し、在地の神が伽藍神として護法善神化され、それによって神宮寺の機能が継承されたことを指摘し、『神宮寺資材帳』から伺える地方豪族や僧侶の意思だけでなく、それらを規定する国家の「戒行奨励政策」の実施が結果として神身離脱や護法善神化に大きく関与したことを明らかにしている。こうした指摘を通じて、著者が奈良仏教から平安仏教への連続的展開を示唆していることも重要な問題提起と言えるだろう。

もちろん、神仏習合を複数の主体による交渉として捉えようとする本論の視点は神仏習合論の新たな展開を予想させるものであるが、資料が少ない時代を対象としたかかる視点の導入は、資料的裏付けが乏しいまま想像力に基づいた主体を想定し、それらの交渉という議論を早急に一般化してしまう危険が伏在している。著者はこの問題について十分に熟知しているものの、やや図式的な議論を進めているような箇所が見受けられた。例えば、『日本霊異記』の編者である景戒は護法善神として在地の神々ではなく四天王や十二神将などを考えている一方で、多度神宮寺の縁起や道行知識教から伺える在地の僧侶たちは、護法善神として在地の神を取り込もうとしている。著者は、この相違を僧侶側における在地社会に対する配慮の有無という立場性の相違から論じているが、神宮寺が位置する在地社会の状況は多様であり、この主張の妥当性を考えるためには説得力のある資料の提示が必要であるように思われる。また、神仏習合を国家、在地豪族、僧侶の交渉という政治的「場」の中で捉えようとするならば、仏教だけでなく、その表裏の関係にある神祇制度の進展についての目配りが不可欠であるが、それが必ずしも十分にはなされていないように思われる。

以上、本論の若干の問題点を指摘したが、本論文はこれまでの神仏習合論の学問的蓄積に一石を投じた画期的な研究であり、さらに、古代における仏教の受容を中央から地方という一方向的なものとしてではなく、国家はもとより在地の地方豪族層、僧侶などの複数の主体による複雑な交渉のダイナミズムから検討しようとしたことは大きな学問的意義を有しており、著者の古代仏教研究への学問的貢献は高く評価することができる。

## 2 最終試験

平成 31 年 1 月 17 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。引き続き、所定の学力確認を行い、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

## 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。